

阿南市中学校LED化ESCO事業（質問回答）

No.	概要	質問内容	回答
1	①提案条件	補助金の申請について、予定されている補助事業があればご教授お願いします。 補助金の申請を実施する場合にESCO事業者の役割は申請支援と考えてよいのでしょうか。その場合、申請支援役割として行政書士の参画が必要となりますか。	現段階で本市が予定している補助事業はございませんが、本市主体で申請可能な補助事業が発生した場合は、お考えのとおり申請支援をご協力いただきたいと思いますと考えております。 また、事業者主体で補助事業を活用する場合は、申請手続きをしていただきます。その場合における行政書士の参画の必要性につきましては、判断を事業者に委ねるものとなります。
2	①提案条件	「11. 配布資料」の中に間引き照明は含まれているでしょうか。間引き照明があった場合は更新対象になるのかご教示ください。	基本的に間引き照明はありません。配布資料の照明器具概要をもとに積算を行ってください。現地調査後、間引き照明があった場合は、取扱いについて本市と協議のうえ決定することとします。
3	①提案条件	受注後の現地調査で配布資料の照明資料に記載のない照明器具があった場合は、対応を協議するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。配布資料にない照明器具の取扱いにつきましては、基本協定締結後、現地を調査いただき、本市と協議の上決定するものとなります。
4	①提案条件	下面ルーバ付き既設蛍光灯は、パソコンモニターなどへの映り込みも現状考えにくいことから、更新にあたって一般型（ライトバータイプ、ルーバ無し）としてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、一般型（ライトバータイプ、ルーバ無し）での更新で差し支えございません。
5	①提案条件	事業費限度について令和8、9年度でそれぞれ113,400,000円となっていますが、総額226,800,000円以内であれば、単年度において113,400,000円を超過しても問題ないでしょうか。（例：8年度70,000,000円、9年度156,800,000円）	本市予算上、令和8年度・令和9年度でそれぞれ113,400,000円となっていますが、提案時は、改修工事等サービス料の総額が226,800,000円を超えないものとしてください。
6	①提案条件	「原則器具交換を行うこと。ただし、デザイン性の高い器具（シャンデリア・和室照明等）は球交換とする。」 これは器具本体更新を基本前提条件とし、意匠等の問題でどうしても器具本体交換が困難である場合以外は不可であるとの認識でよろしいでしょうか。 万が一直接型LED照明器具で更新する場合は既設電源バイパス方式とし、既設安定器は撤去、また落下防止の観点から、既設ソケットは流用せず新品ソケットとし、落下防止等の措置が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。原則器具ごと交換としますが、意匠上・施工上等の問題で器具本体の交換が困難な場合は本市と協議の上直管型LED等に交換することとします。その際の安定器等の取扱いについてはご認識のとおりご対応いただく予定です。
7	①提案条件	「本市においてLED化実施済みの箇所については、本事業対象外とする。ただし、教室等において一部のみLED化されている箇所については、既存器具の取扱いについて、基本協定締結後、調査・設計時に協議の上決定するものとする。」 基本協定締結後にLED化されている箇所の利活用を考えた場合に発生する費用については、事業者選定後の協議にて決定し、現段階では提案にそれらの費用は含まなくてもよいということでもよろしかったでしょうか。	提案時にLED化済み照明器具の利活用等についての費用を計上する必要はありません。利活用を行う場合は、基本協定締結後、現地調査を行った上で方針及び費用について本市と協議するものとなります。
8	①提案条件	「改修工事等サービス料226,800,000円（うち令和8年度113,400,000円・令和9年度113,400,000円）」 年度ごとに金額が設定されている理由および考え方（年度割の基準）を教えてください。 また、支払いは年度ごとに行われる想定なのか、工事完了後に一括払いなのかあわせてご教授願います。	本事業については、本契約を令和8年12月末を予定しており、改修工事が令和8年度・令和9年度の2年間にわたることから、2年間で債務負担で予算計上を行ってまいります。年度割につきましては、事業者によって工事進捗状況が異なることが予想されますので、本市としては令和8年度・令和9年度の工事費率を1:1に設定しております。お支払いにつきましては、工事進捗にあわせての部分払い、または改修工事完了後の一括払いのどちらでも対応可能です。
9	①提案条件	提案書に社名や過去の実績を記載してもよろしいでしょうか。 また、発注予定の市内業者に許可が下りれば、業者名も記載してよろしいでしょうか。	提案書に社名等を記載していただいで差し支えございません。
10	①提案条件	配布資料の照明器具概要と現地の台数が異なっていた場合、照明器具概要を正として、提案書を作成するとの認識でよろしかったでしょうか。 また、工事費の積算についても全ての学校を調査に行くことができないことから全学校図面を基に工事費、高所作業費を積算するとの認識でよろしかったでしょうか。 事業者選定後に図面や配布資料では判断できなかった高所作業箇所を発見した場合には別途費用を協議させていただくことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。配布資料の照明器具概要と現地の台数が異なっていた場合、照明器具概要を正として提案書を作成してください。工事費につきましても配布資料を参考に積算してください。高所作業が想定される箇所につきましては、照明器具概要の備考欄に記載しておりますので参考にしてください。 優先交渉権者決定後、詳細調査を行った際に新たに高所作業箇所があった場合には、費用について本市と協議するものとなります。
11	②応募者資格	ESCO関連事業実績一覧表（様式第5号）に記載する実績は、ESP（エネルギーサービスプロバイダ）やES（エネルギーサービス）の実績でもよろしいでしょうか。	「事業役割を担う応募者は、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業の実績があること」としております（要項p7「3-3応募者の資格」より）。実績としては、省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業としてください。
12	②応募者資格	「(5)応募者は、本市との協議・調整に十分な能力を有し、ESCO契約及び本事業の実施、諸条件の変更について柔軟な対応ができる者であること。」 これは本事業と同じく、学校のESCO事業、ギャランティードESCO事業、同等規模以上ESCO事業の実績が無ければ、応募者の資格を有しないとの認識でよろしいでしょうか。 それとも実績数、規模、事業内容等は評価対象であるとの認識でよろしいでしょうか。	応募資格要件として、本事業と同様の学校のESCO事業、ギャランティードESCO事業、同規模以上のESCO事業である必要はありません。実績としては、建物種別・契約方式・規模に関係なく、事業役割を担う応募者が、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業実績があることとしております（要項p7「3-3応募者の資格」参照）。ESCO事業実績が豊富であることについては、評価項目に掲載し評価対象としています。

13	③ウォークスルー	阿南中学と阿南第二中学のみを予定しているのでしょうか。また、それ以外の中学校での調査を行うことは可能でしょうか。	ウォークスルーは要項に記載のとおり、阿南中学校と阿南第二中学校の2校のみとしており、提案時の見積りのためであっても他の施設の調査を行うことはできません。提案書作成時には配布資料の数量をもとに積算を行ってください。天井高が高く足場が必要と想定される箇所については、照明器具概要の備考欄に高さを記載しておりますので参考にしてください。基本協定締結後、調査・設計時には再度現地（事業対象校すべて）を調査いただき、現地の数量をもとに積算していただくこととなります。
14	③ウォークスルー	現地ウォークスルー調査の内容に意見交換等、と記載がごさいますが、調査後に質問があった場合は、メール等で再度質問が出来るという認識でよろしいでしょうか。	現地ウォークスルー調査時に発覚した疑義については、ウォークスルー意見交換時に受け付けるものとし、メール等での質疑受付は行いません。全応募者の共通認識とする必要がある質疑については、改めて全応募者に通知を予定しております。
15	③ウォークスルー	「現場ウォークスルー調査 内容：現地視察及び意見交換等」意見交換会というのは、現地調査でた疑問点について質疑させていただくことができる場という認識でよろしいでしょうか。参加者ごとで実施された意見交換情報は提案書提出開始の6/15までに、参加者へ共有していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、意見交換会では現地ウォークスルー調査で発覚した疑義について受け付けます。メール等での質疑受付は行いません。全応募者の共通認識とする必要がある質疑については、改めて全応募者に通知を予定しております。ウォークスルーの実施日より6/15までに回答することは困難な場合も想定されますが、可能な限り早急に回答できるようにいたします。
16	④配布資料	配布資料の中で那賀川中学校の電力量が0kWhとなっている箇所が10行あります。どのように試算すればよろしいでしょうか。	照明器具概要 No.1015・No.1019・No.1048・No.1052・No.1067・No.1069・No.1122・No.1124・No.1148・No.1150の10か所につきましては、ご質問にあるように消費電力及び年間総電力量が0となっております。上記10か所はすべてLED化済みとみなし、本提案の対象外とさせていただきます。ただし、基本協定締結後、現地調査においてLED照明となっていないことが分かった場合は、本事業においてLED化を行うこととします。
17	④配布資料	配布資料における図面データはCADデータでいただくことは可能でしょうか。	配布資料についてはPDFデータで配布いたします。優先交渉権者決定後、優先交渉権者にCADデータを配布予定です。
18	⑤工事仕様	電動昇降装置があった場合、制御盤・制御線の配管は残置で良いでしょうか。	制御盤及び制御線の配管については残置とし、既設電灯盤内の専用ブレーカから離線とします。電動昇降装置本体は、新設する高天井照明器具を躯体へ取付ける必要があるため撤去とします。
19	⑤工事仕様	基本作業時間内（平日昼間）での作業となる施設を教えてください。ご教示頂けない場合、提案金額は全て基本作業時間（平日昼間）での施工で検討しますがよろしいでしょうか。（夜間・休日等の基本作業時間以外の施工となる場合は追加費用が発生するため）	作業時間につきましては、全校基本的に平日昼間の作業を想定しておりますので、提案時は平日昼間に作業を行うものとしてください。実際の作業時間については、基本協定締結後、事業者と学校との協議のうえ決定するものとし、原則契約後の作業時間変更による費用の追加は認めません。（要項p25【別紙2】工事仕様 参照）
20	⑤工事仕様	平日の9時～17時を前提に積算しますが、施設側の要望で夜間、または土日祝日の作業が入った場合の工賃割増費は協議可能でしょうか。	作業時間につきましては、全校基本的に平日昼間の作業を想定しておりますので、提案時は平日昼間に作業を行うものとしてください。実際の作業時間については、基本協定締結後、事業者と学校との協議のうえ決定するものとし、原則契約後の作業時間変更による費用の追加は認めません。（要項p25【別紙2】工事仕様 参照）
21	⑤工事仕様	施工日の施設の開錠・施錠は、貴市または施設管理者様で対応して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	基本的に平日昼間の作業を想定しております。施設管理者が在校している時間につきましては、施設管理者が開錠・施錠することとなります。平日昼間以外の時間や施錠されている室の施工を行う際の開錠等については、施設管理者と協議し、開錠・施錠を行ってください。
22	⑤工事仕様	土日祝日、夜間での施工にあたり、貴市の指定する警備員を配置する必要はございますでしょうか。また、必要な場合、その費用は貴市と事業者のどちらの負担になりますでしょうか。	基本的に平日昼間の作業を想定しております。土日祝日、夜間にかかわらず、安全対策が必要と判断される場合には警備員（交通誘導員）の配置をしてください。費用については事業者負担となります。
23	⑤工事仕様	絶縁測定の結果、異常があった場合は事業者と本市により協議を行い対処することと記載がごさいますが、既設の配線劣化と判断された場合、貴市負担にて改修ということでしょうか。	基本協定締結後、調査・設計時に、既存の配線劣化が判明した場合の対処については、原則、本事業内で修繕も行うものとします。配線の不良等があった場合は、事業者にて配線を修繕することとし、費用は本事業費に含みますが、提案時の工事費には含めないこととします。
24	⑤工事仕様	資材置場が必要な場合は各施設と協議することと記載がごさいますが、空き教室等の場合は無償借用することは可能でしょうか。	学校敷地内における資材置き場、産廃置き場については各学校と協議、調整が必要となります。学校敷地内を使用する場合は無償にて使用いただく予定です。
25	⑤工事仕様	対象施設において、アスベスト調査費、除去費用及び建築工事に係る費用は本事業に含むと記載がごさいますが、石綿含有の調査は行われているでしょうか。公平性確保のため、調査済であればご教示をお願いします。	対象施設すべてにおけるアスベスト含有調査は行っておりません。取り付け部分の（天井ボード等）材料に損傷を及ぼす（開口を開けるなど）場合は、該当箇所のみ事前調査を行うか、アスベストが含有されているとみなして必要な養生を行ったうえで作業を行ってください。アスベスト関連費用については、本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
26	⑤工事仕様	高所作業に当たっては、作業床を配置すると記載がごさいますが、公平性確保のため、足場・高所作業車が必要な箇所と高さをご教示願います。	天井高が高く足場が必要と想定される箇所については、照明器具概要の備考欄に高さを記載しておりますので参考にしてください。
27	⑤工事仕様	パイプ吊、チェーン吊で設置している照明器具は明るさなどの機能が同等以上になる場合、天井直付型で更新してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
28	⑤工事仕様	避難口誘導灯・通路誘導灯で火災報知器等と連動している設備については、公募資料の照明器具リストからの判断は困難です。提案時は一般形の避難誘導灯・通路誘導灯器具で提案を行い、受注後の現地調査で判明した場合は、別途協議という解釈でよろしいでしょうか。	提案時は一般形の避難誘導灯・通路誘導灯器具で提案を行ってください。基本協定締結後、現地調査で火災報知器等と連動しているものがあつた場合、対応について本市と協議し決定するものとします。
29	⑤工事仕様	既存誘導灯が設置されている箇所に既に器具跡残りのある場合は省エネ効果を優先しリニューアルプレートは必要としない考えでもよろしいでしょうか。	天井ボードの照明焼けの場合、リニューアルプレートは不要です。

30	⑤工事仕様	誘導灯の消防申請はESCO事業者側で申請でしょうか。	提案時には、誘導灯の取替は行いますが、届出は不要なものとして積算してください。
31	⑤工事仕様	各LED照明器具が正常に設置され、器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすることとあります。提案前の現場調査では、詳細な採寸を行うことは不可のため、優先交渉決定後に詳細な採寸調査を行いリニューアルプレートを選定するという理解でよろしいでしょうか。その場合、リニューアルプレートの費用は、アスベスト対策同様に別途という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。基本協定締結後、再度現地調査を行っていただき、リニューアルプレート等の対応について本市と協議し決定するものとします。リニューアルプレート等が必要になった場合、費用を本工事に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
32	⑤工事仕様	照度測定には、JIS照度基準、労働安全衛生規則、学校環境衛生基準を満たす照度であるかどうか測定することとありますが、原則既設照明は全て基準を満たす設計となっているという認識でよろしいでしょうか。	一部基準を満たしていない可能性が想定されます。提案時は配布資料を参考に積算していただき、基本協定締結後現地調査を行い、基準を満たすことができるよう、必要に応じて照明器具の再配置、選定を行ってください。
33	⑤工事仕様	「設置前に現場調査、回路調査等を十分にを行い、作業を実施すること。また、調査等において本仕様書との相違を発見した場合には、速やかに本市に報告し、協議すること」配線の不良等による不点灯があった場合は、阿南市様の負担で対応していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	配線の不良等による不点灯があった場合は、本事業において配線を修繕することとし、費用は本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
34	⑤工事仕様	「天井や壁等に穴あけや切削等の加工が必要な場合におけるアスベスト調査費、除去費用及び必要な建築工事に係る費用は本事業に含むが、提案時の工事他投資額には含めないこと。」基本的には含有に関する事前調査が不要であるとの認識でよろしいでしょうか。既存照明器具と更新器具の形状の違いなどにより、取り付け部分(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす(開口を開けるなど)場合は、該当箇所のみ事前調査を行うとの認識でよろしいでしょうか。	照明器具取外し時に周囲(天井ボード等)材料を損傷させる恐れが無い作業である場合、アスベスト含有の事前調査は不要です。既存照明器具と更新器具の形状の違いなどにより、取り付け部分の(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす(開口を開けるなど)場合は、該当箇所のみ事前調査を行うか、アスベストが含有されているとみなして必要な養生を行ったうえで作業を行ってください。アスベスト関連費用については、本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
35	⑥器具仕様	既存の照明設備の中で、調光機能(有線・無線等)を有する施設がございましたら、配線図及び運用状況(連続・段調光等)をご教示願います。	現時点では、調光機能を有しているものはないと考えております。基本協定締結後、現地調査の結果、調光機能を有しているものについては、対応について本市と協議のうえ決定するものとします。
36	⑥器具仕様	既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換するLED器具も同様に付属機器及び機能を付けること、と記載がございますが、配布リストでは判断できない機能が現地に備わっていた場合は、協議という認識でよろしいでしょうか。	提案時には配布資料を参考に積算を行ってください。基本協定締結後、調査・設計時には再度現地(事業対象校すべて)を調査いただき、付属機器及び機能がある場合は、取扱いについて本市と協議のうえ決定することとします。
37	⑥器具仕様	屋内でも既設が防雨防湿型の場合は、リストにあるとおり同等品を選ぶことという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、屋内の照明について既設と同様に防湿・防雨型とするかについては、基本協定締結後、調査・設計時には本市と協議のうえ決定するものとします。
38	⑥器具仕様	体育館のガード付き照明はガードの更新も必要でしょうか。	体育館の照明器具を交換した場合、既存照明と器具が異なるためガードの流用は困難と考えます。ガードも併せて更新してください。
39	⑥器具仕様	事業後のメンテナンスを考慮し、原則として同一メーカーで同一機種のLEDに交換すること、と記載がございますが、製品納期が長期になる可能性を考慮し、事業全体ではなく同一施設ごとに同一機種は同一メーカーで統一するという解釈でよろしいでしょうか。	将来的にライトバー及びバッテリー交換が必要であることからある程度のメーカー及び機種統一を考えています。照明器具ラインナップ不足による複数のメーカー及び機種採用は原則できないと考えてください。
40	⑥器具仕様	事業完了後のメンテナンスを考慮し、原則として同一メーカーで同一機種のLED照明器具とすること、とあります。メンテナンス性を考慮する場合、ベースライトは、電源内蔵型LEDベースライト(光源部に交換可能なもの)とし、電源ユニットは光源部に内蔵している器具へ統一することという理解でよろしいでしょうか。	「事業完了後のメンテナンスを考慮し、原則として同一メーカーで同一機種のLED照明器具とすること」としてありますが、電源ユニットを光源部に内蔵している器具へ統一すること、というような、器具を指定するものではないと考えています。
41	⑥器具仕様	「事業完了後のメンテナンスを考慮し、原則として同一メーカーで同一機種のLED照明器具とすること」これは特殊照明や意匠性の高い照明以外は、誘導灯や非常用も含めて、「全て同一メーカーでのLED照明器具」とし、照明器具ラインナップが不足するメーカーの照明器具は原則採用できないとの認識でよろしいでしょうか。	将来的にライトバー及びバッテリー交換が必要であることからある程度のメーカー及び機種統一を考えています。照明器具ラインナップ不足による複数のメーカー及び機種採用は原則できないと考えてください。
42	⑥器具仕様	「使用する電線・ケーブル類はJIS(日本産業規格)又はJCS(日本電線工業規格)で指定されたエコマテリアルとする。」エコマテリアルケーブル入手が非常に困難な状況が続いており、工期内に完工しない可能性が考えられます。その場合に協議にて、一般ケーブル施工もご検討して頂ける認識でよろしいでしょうか。	提案時には器具仕様のとおりエコマテリアルとしてください。優先交渉権者決定後、エコマテリアルの入手が困難となった場合、仕様について再度本市と協議し決定するものとしします。
43	⑦維持管理	通常誘導灯の点検は、貴市と維持管理業者間にて、消防設備や火報装置、消防設備の点検契約をされていることが多いです。要綱には、ESCO設備に必要な維持管理とは、ESCO設備すべてを対象とした定期点検(法令上必要なものも含む)、定期保守ならびに消耗品交換(照明設備ランプの交換等を含む)を指すとありますが、ESCO事業者の点検と重複します。ESCO提案に誘導灯の点検費用は盛り込まないという理解でよろしいでしょうか。	誘導灯の法定点検は不要です。ESCO設備の維持管理については、事業者が定める維持管理計画に基づき、定期点検を行うこととします。
44	⑦維持管理	ESCO契約期間中の毎年要するフルメンテナンスの維持管理費用(定期点検、定期保守等)を示し、その算定根拠を示すこと、とあります。これは想定外の故障対応費(緊急対応費、修繕費、仮設足場費等)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

45	⑧計測・検証	計測機器設置見積書の項目が消込されていますが、仮に計測・検証用の測定器を設置する場合に費用の計上は認められるのでしょうか。効果検証の期間については、初年度は令和9年9月1日～令和10年3月31日の7月間、その後は年度単位としての理解で問題ないでしょうか。	計測・検証手法についてはオプションAによる簡易的手法を採用するものとしているため（募集要項p16「6-9計測・検証に関する事項」参照）、計測検証用の測定器設置は基本的に不要であると考えております。より詳細な計測・検証を行うために測定器の設置を行う場合、阿南市提出書類様式「様式第10号の2 1) 省エネ効果の測定・検証方法/3) 計測・検証費見積書」に手法および費用を計上いただいておりますが、維持管理等サービス料の限度額を超えないものとします。計測・検証の期間は、初年度は令和9年9月1日～令和10年3月31日とし、令和10年度及び令和11年度は年度単位とします。
46	⑨契約	契約保証金は、免除と考えてよろしいでしょうか。	阿南市契約規則（阿南市規則第7号）第26条に基づき、これまで、同様の実績が他自治体等であり、全て誠実に履行されており、契約を履行しないおそれがない場合には、契約保証金を免除することが可能です。なお、前受金制度を適用する場合は、契約保証金の納付等をしていただく必要がございます。
47	⑨契約	前払い金の有無についてご教示ください。	本事業については、前受金制度の適用を希望する場合は対応することも可能ですが、詳細については、基本協定締結後、本市と具体的に協議することとなります。
48	⑩責任分担	予想されるリスクと責任分担のうち、施工段階の第三者賠償は事業者が原因となる「責任を負うべき理由」や「過失に基づく理由」がある場合に限り、第三者賠償を負担するという理解でよろしいでしょうか。また障害賠償の範囲に二次損害（逸失利益などの間接損害）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	本事業において、調査・建設等により第三者に損害を生じさせた場合、事業者が原因となる「責任を負うべき理由」や「過失に基づく理由」がある場合、第三者賠償を負担してください。損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。
49	⑩責任分担	予想されるリスクと責任分担のうち、施工段階における工事遅延・未完工によって生じた損害賠償の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないという認識でよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。
50	⑩責任分担	本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。
51	⑩責任分担	予想されるリスクと責任分担のうち、保証における「仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害」は事業者の責となっています。事業者は、施設運営の障害となった施設設備の補修または改修費用を負担し、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	損害賠償の範囲については、施設運営の障害となった施設設備の補修または改修費用を負担し、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれません。
52	⑪プレゼンテーション	プレゼンテーション時に、提案内容に基づいたパワーポイントを投影してよろしいでしょうか。また、投影する内容を当日に配布することは可能でしょうか。	プレゼンテーションはパワーポイントを投影いただいて差し支えございません。プレゼンテーションに係る資料については、当日印刷したものを準備ください。詳細につきましては、応募者の方に向けて別途「プレゼンテーション実施要領」にてお知らせいたします。
53	⑪プレゼンテーション	提案書・プレゼンテーションには事業者の企業名を記載しても良いでしょうか。	提案書・プレゼンテーションに応募者の企業名を記載していただいて差し支えございません。
54	⑪プレゼンテーション	プレゼンテーション時に提案書(様式)とは別に提案書に基づいたプレゼンテーション資料(パワーポイント)の作成をしますが、貴市への提出期限は前日までとしてよろしいでしょうか。	プレゼンテーション資料(電子データ)につきましては、プレゼンテーション前日までに本市までご提出ください。詳細につきましては、応募者の方に向けて別途「プレゼンテーション実施要領」にてお知らせいたします。